

平成14年03月28日

伊藤（信）小委員 自由民主党の伊藤信太郎でございます。

これは憲法調査会ですので、まず憲法との関係でお伺いしたいと思うんですけども、過去において、日本以外の国ですけれども、F T Aを進める過程の中で、憲法を改正あるいは修正したというような例がございますでしょうか。あればお聞かせください。

畠山参考人 ちょっと浅学非才でございますが、そういう例はないと思います。確証はございませんけれども、ないと思います。

伊藤（信）小委員 さてそこで、日本国憲法の前文には、国民に対する福利というものもが享受されなければならないと書いてあるわけですけども、その国民の福利をどうとらえるかということは、これはやはり価値観の問題だろうと思うんですね。

お話を伺っておりますと、経済効率なり経済合理性の中でG D Pがふえる、あるいは一人当たりのG D Pがふえるということが国民の福利だというような、ある意味では一元的な価値観の中でF T Aの議論がされているように思いますけれども、二十一世紀社会においては、多様な価値観、経済的な価値以外の価値観も含めて、国民の福利とは何ぞやということを考えていくことが私は必要だと思うんです。

その中において、今産業の話が中心に出ておりますけれども、例えば農業というのは、一方においては産業でありますけれども、一方においては環境の問題でもあるし、それから、もっと言えば文化の問題でもあろうかと思うんですね。

ですから、経済合理性のみに着目してF T Aを進めた結果、日本から農業がなくなってしまう、その結果、日本が固有に持っている文化であるとか、あるいはコミュニティーの精神的な基盤が失われていく、あるいは教育において非常に悪い影響があるということになると、これは憲法が言っているところの国民の福利というものが必ずしも享受できないということにもなるだろうと思うんですね。その点について参考人はどう考えるか、お聞かせください。

畠山参考人 先ほど申し上げましたように、日本の安全保障上どうしても必要な品目、そういったものは断固として守るということが必要だと思います。他方、それを守るために十重二十重にほかの品目で囲んで、そしてだんだんカードを切っていくというようなことは、ぜひおやりにならない方がよろしいんじゃないかと思えます。

今御指摘の文化ということまで進むかどうかあれですけども、W T Oでも、日本政府としては、非貿易的関心事項といいますが、そういうものがアジェンダの中に入ることが大事だというポジションを堅持しておられまして、一応そういう態度で来ておるといことでありまして、そこが一応確保されますれば、個々の品目についての自由化についてはもっと弾力的に、ドミノ効果を恐れないでおやりいただいた方がよろしいんじゃないかと思っております。

伊藤（信）小委員 もう一つの切り口である環境の問題からお伺いしたいと思うん

です。

二酸化炭素の排出権なんという問題が今議論にあるわけですがけれども、自由貿易協定と排出権、これは、僕は非常に関係があると思うんですけれども、F T A 論議をする中にそういうアジェンダが入る可能性、あるいは既に入ったということはございませんでしょうか。

畠山参考人 貿易と環境という問題は、W T O でも、それから F T A でも大問題でございます。

それで、まず W T O の方では、今度のドーハの会合で、平沼経済大臣がヨーロッパを支援しまして、ヨーロッパがぜひこれを入れてほしいということでそれを助けまして、一部ですがけれども、貿易と環境という名のもとに、環境条約と W T O の関係はどうあるべきなのかということを中心に検討しようということで、今度 W T O のアジェンダの中に入りました。

F T A の中では、N A F T A に、貿易と環境について委員会をつくって検討しようという条項が、後からですがけれども入りました。それで、アメリカは、先ほど申し上げた貿易と労働それから貿易と環境、これを常に F T A の中に入れようという方向でやっております、ヨルダンとの自由貿易協定の中では環境の問題について入りました。しかし、委員御指摘の具体的な排出権の問題については、F T A に入っているのは例がないと思います。

伊藤(信)小委員 また少し農業といいますが、水産業の問題に戻りますけれども、排他的経済水域あるいは漁業権の問題と F T A の絡みでどのような議論が行われましたでしょうか。

畠山参考人 これは、私の承知している限りでは、排他的経済水域の問題の議論は F T A の中では行われていないと思います。W T O の方では若干の議論が行われましたけれども。

伊藤(信)小委員 水産の話はやはり環境の問題と経済合理性の問題が非常にぶつかったところだと思うんですね。ですから、F T A の議論を発展的に進めるためには、世界資源を枯渇しない、かつその環境を守る、その中で F T A がどのような役割を果たすか、そういう建設的な議論を私はすべきだと思います。

それから次に、通貨の問題ですが、ユーロという通貨が E U では使われているわけですがけれども、アジアの経済圏において、名前がアジロになるかどうかは別として、共通通貨をつくらうというような、そういう議論はなされましたでしょうか。

畠山参考人 この F T A の関係では、まだ研究会が始まったばかりでございますので、そういう議論は起きておりませんが、この枠組みの外で、アジアの共通通貨、少なくとも共通の単位をつくらうかというような議論は、学者の方々とか、一部セミナーに政府の方も入ったりして、時々そういう議論が行われていると承知しております。

伊藤（信）小委員 それでは最後に、憲法との絡みをもう一度したいと思うわけですが、憲法は国民主権をうたっておりまして、その権力の正統性というものは、民主的な手続で選ばれた議員によってなされているわけですね。この主権の制限というものがF T Aの進行の中で行われるとすれば、第三者機関が持つ権力の正統性というのはどのように法的に担保されるか。その点についての参考人のお考えをお聞かせください。

畠山参考人 F T AがF T A第一段階にとどまる限りにおきましては、その権力の第三者への移譲というのではないわけでございまして、その限りでは憲法と直に関係しないと思いますが、第二段階以降になってくると、第三者へある程度移譲をしていくということになると思います。

しかし、それも国民が主体的に選択した一つの選択でございますので、譲ったからといって憲法違反であるとか、そういうことにはならないのではないかとこのように考えております。

伊藤（信）小委員 ありがとうございます。

中川小委員長 それでは、最後に私から二点、参考人にお伺いをいたしたいと思います。

一点目は、各委員からもいろいろ出ております農林水産関係の物資なんでもございませぬけれども、どうもこの議論だけを聞いていると、日本はこれからF T Aを進めようとするときに、この部門だけがネックであるというような印象を国民に持たれてしまうというのは、私は、不本意なことだろうと実は思っております。

というのは、世界のF T Aの成立の過程において、どの部門でも、有利な部門は攻めに使い、不利な部門は守ろうというのは、これは国益を守るという観点から当然のことだろうと思えますけれども、その中で、各国ともやはり農林水産分野というのは、大きなメリット、デメリットをそれぞれはっきりと持っている分野だろうと思えます。

したがって、今、参考人もおっしゃられたように、現在のNAFTAにおいても、アメリカとカナダの間で農産物、林産物の問題がいまだに大きな問題になって残っておりますし、EUの各国において、それぞれの国で農業に関していろいろとメリット、デメリット、ハンディのある国、有利な国の、内部の問題もあります。一方、韓国も今いろいろやろうとしておりますけれども、やはり農業セクターが非常に不利である、日本との関係を除いたF T Aの交渉について。

そういう意味で、このF T Aをこれから進めていこうという前提に立ったときに、あるいは今まで世界じゅうにできたF T Aの中で、やはり各国とも大きな問題があり、そしてその問題の多くの部分がどうしても農林水産分野、いわゆる持続可能な有限天然資源というものの扱いだろうというふうに思うということ、事実関係として御認識をされているかどうかというのが一点でございます。

それから二点目が、これは憲法調査会とも関係いたしますが、憲法前文で、世界の国民の窮乏というものを何としても我々としても救っていかなければならないというような前文の趣旨がございます。

今の参考人のお話は、世界三十カ国、世界のGDPの九割を占める国の中で、日本

を含めたアジアの数カ国だけが入っていない。これは確かに世界の中で孤立化という大きな問題になっていくと思いますが、一方では、参考人も大変よく御存じのとおり、WTOでは、今、先進国対途上国という大きな闘いといひましょうか、いわゆるスペシャル・アンド・ディファレント・トリートメント、あの問題があるわけでございまして、じゃ先進国同士だけで、あるいは地域だけで、仲間同士だけでやっていったらいいのだろうか。

WTOには、百四十数カ国の中で、百カ国以上がいわゆる途上国という大きな問題があるわけでございますから、本当に世界全体の経済の発展あるいは豊かさの追求という観点から、FTAと世界の途上国、貧困、こういう問題をどのようにお考えになっておりますでしょうか。

以上二点、お願いいたします。

畠山参考人 ありがとうございます。

第一点の、実態を認識しているかという点でございますが、例えばEUとメキシコの自由貿易協定が結ばれましたけれども、この中で、メキシコが、農産物でございませぬけれども、三百何品目適用除外にしております。千百品目ぐらいのうちの三百何品目でございまして、かなりのウエートを適用除外というか、今後交渉しましょうと棚上げにしているという実態がございまして。

それから、韓国のお話がございましたけれども、韓国は、チリと第一番に自由貿易協定の交渉を始めたわけでございますが、実は、三百品目例外にしてくれということをしてチリに言ったようであります。それに対してチリは、それでは韓国の工業製品の輸入を四百品目例外にしてくれということをして、まだ解決していないということでございます。

そういう実態でございますので、小委員長正しく御指摘のとおり、各国とも、農産物全部がではありませんけれども、多くの国が農産物について問題があって、FTAの折衝が難航したり、あるいは宙ぶらりんになったりしているという実態かと存じます。

それから第二に、開発途上国との関係でございますけれども、まず、FTAを結びます際には、開発途上国との間では、相互主義ではなくて、少し開発途上国に有利なような条件を提示するということが一応の慣行的なルールになっているかと思ひます。例えば、AFTAの中でも、CLMV、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムというところに対しては、同じ自由化の時期を少しおくらすとかいう処理をしているようでございまして。

そういうことではあります。ただ、私が思ひますに、開発途上国との関係を処理するには、必ずしもFTAではなくて、別の枠組みなのかなという感じもいたひます。特惠関税でありますとか、開発途上国に対してだけはゼロ関税を提供するとか。例えば、アメリカは今、アフリカに対して、特定の産品ですけれども、農産物が主体でございまして、全部関税をゼロにするという措置を講じております。

そういうことをやっていくのが開発途上国への対策であつて、FTAを通じて開発途上国対策をすぐれてやっていくということは、必ずしも、余り有効な手段ではないのかもしれないというふうにお考えさせていただいております。

中川小委員長 私が申し上げたかったのは、F T Aを推進すると逆の方向に行くんじゃないかということを上申したかったわけでございます。ありがとうございました。

これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

畠山参考人におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございました。小委員会を代表して、心から御礼を申し上げます。(拍手)

中川小委員長 これより、本日の参考人質疑を踏まえ、国際社会における日本のあり方について、小委員間の自由討議を行いたいと存じます。

一回の御発言は、五分以内におまとめいただくこととし、小委員長の指名に基づいて、所属会派及び氏名をあらかじめお述べいただいてからお願いをいたしたいと存じます。

小委員の発言時間の経過につきましてのお知らせでございますが、終了時間一分前にブザーを、また終了時にもブザーを鳴らしてお知らせいたしたいと思っております。

御発言を希望される方は、お手元にあるネームプレートをこのようにお立てください。御発言が終わりましたら、戻していただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから御発言を願いたいと存じます。

伊藤(信)小委員 自由民主党の伊藤信太郎です。

何か続いて発言するので恐縮ですけれども、私が提起した憲法との問題について、本日、参考人よりは、必ずしも私にとっては満足のある回答が得られなかったわけですけれども、私が言わんとしたところは、要するに福利という概念は価値観に基づいて評価されるべきだ、そしてその価値観は多様な価値観であるべきだし、憲法のこの条文には思想の自由ということも述べられているわけですね。

したがって、経済的自由というものあるいは経済的な利益というもののみに着目してF T Aを進めることは、ある意味では憲法違反になるんじゃないか、少し言葉がきついですけれども、そういうニュアンスのことを私は申し上げたわけです。

それから、一番最後の質問は、権力の正統性、レジティマシーの問題ですけれども、憲法を書きかえないまま、本来主権で守られている部分を正当な手続を経ない形で第三者機関へあるいは国際機関等に移管すること、これもやはり憲法違反になるんじゃないか。

私は、F T Aを本格的に進めるには、やはり大幅な憲法改正が必要だというふうに思っているわけで、そういう意味もあって質問させていただいたんですけれども、ほかの小委員から御意見があれば、お聞きしたいと思います。